

議案第46号

西脇市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定に関する申請者の資格について改正する必要があるため。

西脇市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西脇市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の右に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。